

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

〔平成二十九年三月三十日〕
参議院総務委員会

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、放送事業者の番組編集における自主・自律性に係る規定を引き続き遵守すること。また、経営委員の任命に当たっては、社会に対する職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

二、政府は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務範囲の在り方については、民間放送事業者等の見解に留意しつつ、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。また、協会において、当該検討に資するよう、視聴者の動向を的確に把握し、関係者間での情報共有及び連携を図るとともに、広く国民の理解を得られるよう、情報提供に努めること。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

四、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、本年任命された会長以下執行部の下で、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、再発防止策及びコンプライアンスの徹底により、組織一体となって信頼回復に全力を尽くすこと。

五、協会は、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うことで、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼の確立に努めること。

また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

六、協会は、国際放送については、我が国に関する理解を促進する観点から、我が国の経済・社会・文化等に係る情報発信の充実・拡大を図り、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

七、協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、協会運営に当たっては国民・視聴者の信頼に応えるよう、情報の十分な開示、説明を行うべきである。そのため、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、これらを合理的に跡付け、又は検証することができるよう議事録の適切な作成・管理等に努めること。

放送センターの建替基本計画の遂行に当たっては、透明性を確保するとともに、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

八、協会は、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならぬことを認識し、そのために受信料制度に対する国民の理解が一層促進され、信頼感がより高まるよう努力するとともに、受信料支

払率の向上に努めること。

九、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報を伝達し、デジタル・デイバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部等の機能や運用・実施体制の強化を図るとともに、自然災害からの復興に資する報道を充実し、併せて、災害の記録の保存・活用に努めること。

十一、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年を見据えた4K・8K放送の実用化に向けた研究開発、普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って行うこと。

十二、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であることに鑑み、率先してサイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

右決議する。